

# まつもとほうじん

平成26年  
(2014年) 8月号  
第475号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス [hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp](mailto:hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp)

## ふるさとの宝

次代へのおくりもの



本年7月新たに建立された嶺宮

### - 主な記事 -

税務署定期人事異動.....	2 ~ 3 頁
皆さんこんにちは・富成敏文氏.....	4 頁
頑張ってます・沖由美子さん.....	4 頁
ふるさとの宝 等 .....	5 頁
税務ポイント.....	6 ~ 7 頁
法律レポート.....	8 頁
青年部・女性部コーナー、 献血のお願い.....	9 頁
会員福利厚生制度 P R.....	10 頁
8月の予定、後期税務研修会のお知らせ等.....	11 頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、投稿川柳、あとがき.....	12 頁
夏期特別研修会( 9/3 )のご案内.....	付録

### 穂高神社 (安曇野市)

穂高見命(ほたかみのみこと)を御祭神に仰ぐ穂高神社は安曇野市穂高に鎮座いたしております。そしてその奥宮は北アルプス穂高岳のふもとの上高地に祀られており、嶺宮(みねみや)は主峰奥穂高岳の頂上に祀られております。

醍醐天皇時代に選定された延喜式(西暦927年)の神名帳にはすでに名神大社に列せられており、古くから信濃における大社として朝廷の尊崇篤く殖産興業の神と崇め、信濃の国の開発に大功をたてたと伝えられています。(5頁に関連記事)(沖 健史編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社  
長

経  
理  
担  
当

# 税務署定期人事異動 (平成26年7月10日付)

税務署の人事異動が発令されました。松本署では署長、副署長（法担）ほか、各部門で動きがありました。

法人会と関係が深い法人一部門においては、2年間お世話になった手塚統括官が転勤となり、新たに小泉統括官が着任されました。また、前後7年間にわたり研修会講師などで大変お世話になった種山上席調査官から、山上席調査官に法人会担当が交代することとなりました。



きた ざわ たか ふみ  
**北 沢 孝 文**

## 署長のご紹介

出身地 長野県

略歴 平成14年 春日部署 総務課 課長  
16年 浦和署 副署長  
18年 局 徴収部 特別整理第四部門 統括徴収官  
20年 局 課税第二部 統括国税実査官 統括実査官  
21年 富岡署 署長  
22年 局 調査査察部 査察第二部門 統括査察官  
24年 局 課税第二部 資料調査第二課 課長  
25年 諏訪署 署長  
26年 現職（7月から）

## 着任のご挨拶

松本税務署長 北沢 孝文

この度の人事異動により、諏訪税務署長から松本税務署長として着任いたしました北沢でございます。

一般社団法人松本法人会の皆様には、日頃より法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

私は飯田市の出身でございますが、松本税務署は20数年ぶりの勤務となります。

「山高く、水清くして、風光る」と謳われる松本の地にあります当税務署に勤務できることを大変嬉しく思っておりますとともに、職責の重さに身が引き締まる思いです。

松本法人会におかれましては、昭和40年4月に発足以来「よき経営者をめざすものの団体」として納税道義の高揚に努め、健全な企業経営と社会の発展に貢献するという活動方針に沿い、各種研修会や講演会の実施、地域に密着した社会貢献活動等、活発な活動をされ地域社会から高い評価を得ておられると伺っております。

特に、松本法人会におかれましては、総会において「消費税期限内完納推進宣言」を宣言していただきました。

e-Taxにつきましても、多くの会員の方に利用いただいております。

更に、貴法人会におかれましては、新たな取組として「自

主点検チェックシート」の配付を始められましたが、この取組は、企業の内部統制や経理能力の向上など企業の税務コンプライアンス向上となるものでございます。

このような活動は、神澤会長をはじめとする役員の皆様方の献身的なご尽力と、会員の皆様方のご理解とご協力の賜物であり、改めて敬意を表する次第であります。

ところで、最近の税務を取り巻く環境は、急速に進む少子高齢化・経済のグローバル化・ICT化の更なる進展など、大きく変化しておりますが、私ども税務の執行に携わる者としては、適正・公平な課税と徴収の実現並びに納税者の利便性の向上に努め、与えられた使命を着実に果たし、国民の皆様からの税務行政への理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

本年4月1日に施行された改正消費税法等につきまして、円滑な定着に向けた改正内容の広報・周知、並びに転嫁や価格表示及び納付に関する相談への対応に適切かつ丁寧に取り組んできたところでございます。

また、納税者の利便の向上と事務の効率化の両方を図ることができるe-Taxの普及及び定着に積極的に取り組んでおりますが、これらの税務行政に課せられた使命・責務を果たしていくためには、私どもの力のみでは自ずと限界がございます。

今後、松本法人会の皆様方には、税務行政の良き理解者として、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人松本法人会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝、企業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 離任のご挨拶

前署長 おお さわ みのる  
**大 澤 稔**



このたび、朝霞税務署長として転任することとなりました。

松本税務署在任中は、神澤会長をはじめ役員、会員の皆様、事務局の皆様には格別のご協力とご厚情を賜り、心から感謝申し上げます。

松本での勤務は一年間という短い期間でございましたが、折に触れて法人会の皆様温かいお人柄に接することができましたことや「女性部創立35周年記念式典」へ出席させていただきましたことなど良い思い出になりました。また、年間70回近い税務や経営の研修会の開催、献血や環境美化活動などの地域社会への貢献、租税教育活動、そしてこれらの活動を支える理事会や委員会の開催など積極的な事業活動を拝見し、大変頭の下がる思いでございます。

更に、「税を考える週間」をはじめ各種行事に積極的にご参加いただき、5月の総会におきましては「消費税期限内



完納推進」宣言をいただくなど、税務行政にとって心強いお力添えを賜りました。皆様の活動に対し、改めて敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、松本法人会におかれましては、昨年4月一般社団法人として新たな一步を踏み出され、順調に1年が経過いたしました。組織の維持・強化や活性化、将来の公益社団法人への移行問題など、様々な課題があるやに伺っております。また、会員企業の皆様におかれましても、景気は「穏やかな回復基調」であるというものの、地方経済は依然厳しい環境が続く、企業経営も何かとご苦労が多いことと思っております。

松本法人会が神澤会長を中心として様々な課題を克服され、着実な歩みが続けられますこと並びに会員企業が一刻も早く景気回復を実感できますことを祈念申し上げますとともに、今後とも税務行政のよき理解者として、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。

### 退任のご挨拶 種山享志上席国税調査官

今回の異動で法人会担当を退任することとなりました。

前後7年間の長きにわたり、法人会の役員をはじめ会員、事務局の皆様には、大変お世話になりました。ありがとうございました。

年間約60回の税務研修会で講師を務めさせていただいたほか、役員会、委員会等多くの会議に出席させていただき、貴重な経験と知識を得ることができました。深く感謝申し上げます。

今後は、後任の担当者を私と同様にお引き立てくださいますよう、よろしく願いいたします。

一般社団法人松本法人会のますますのご発展と、会員企業のご繁栄、皆様のご健勝を心から祈念しております。

### 転入者略歴 (敬称略)



小林 君人 副署長  
出身地 長野県

平成14年 竜ヶ崎署 総務課 課長補佐  
長野署 法人課税 連絡調整官  
平成16年 金融庁 検査局 総務課 金融証券検査官  
平成17年 局 調査査察部 調査第八部門 総括主査  
平成19年 局 調査査察部 調査第六部門 総括主査  
平成20年 局 課税第二部 消費税課 課長補佐  
平成21年 熊谷署 総務課 課長  
平成23年 局 酒類業調整官 (熊谷署派遣)  
平成24年 局 酒類業調整官 (熊谷署派遣)  
平成26年 現職 (7月から)



大倉 勝栄 総務課長  
出身地 新潟県

平成14年 庁 長官官房 厚生管理官 共済係長  
平成16年 庁 長官官房 厚生管理官 厚生係長  
平成17年 庁 長官官房 厚生管理官 総務係長  
平成19年 大宮署 法人課税第三部門 統括国税調査官  
平成21年 局 課税第二部 法人課税課 情報技術専門官  
平成23年 庁 長官官房 企画課 情報技術室 情報技術専門官  
平成23年 庁 長官官房 企画課 情報技術室 課長補佐  
平成24年 局 課税第一部 課税総括課 課長補佐  
平成26年 現職 (7月から)



小泉 潤 法人課税第一部門  
統括国税調査官  
出身地 長野県

平成14年 長野署 法人課税第四部門 総括上席国税調査官  
平成16年 松本署 総務課 課長補佐  
平成17年 前橋署 法人課税課 連絡調整官  
平成18年 前橋署 法人課税第三部門 統括国税調査官  
平成20年 上田署 法人課税第三部門 統括国税調査官  
平成21年 上田署 徴収部門 統括国税徴収官  
平成23年 木曾署 調査部門 統括国税調査官  
平成25年 上田署 法人課税第一部門 統括国税調査官  
平成26年 現職 (7月から)



高山 弘行 法人課税第一部門  
上席国税調査官  
出身地 長野県

前任地 春日部署 法人課税第一部門 上席国税調査官  
平成26年 現職 (7月から)

### 転入 (敬称略)

署 長	北沢 孝文	諏訪署 署長
副 署 長 (法担)	小林 君人	局 課税第二部 酒類業調整官
総務課長	大倉 勝栄	局 課税第一部 課税総括課 課長補佐
税務広報広聴官	堀内 誠	松本署 法人課税 連絡調整官
法人一統括官	小泉 潤	上田署 法人一統括
法人三統括官	佐々木 正人	飯田署 法人二統括官
法人課税 連絡調整官	下島 幸治	松本署 総務課 課長補佐
法人一上席国税調査官 (法人会担当)	高山 弘行	春日部署 法人一上席国税調査官

### 転出 (敬称略)

朝霞署 署長	大澤 稔	署 長
局 調査査察部 調査第二部門 統括官	金澤 一郎	副署長 (法担)
退 職	関島 篤利	総務課長
熊谷署 酒類指導官	荻村 仁	税務広報広聴官
宇都宮署 法人一統括官	手塚 公彦	法人一統括官
局 課税第二部 資料調査第二課 主査	鈴島 寛隆	法人三統括官

さあ！ネットで申告・納税 イータックス (http://www.e-tax.nta.go.jp)



皆さん  
こんにちは♪

合名会社 富成伍郎商店

松本市原

代表 富成 敏文 氏

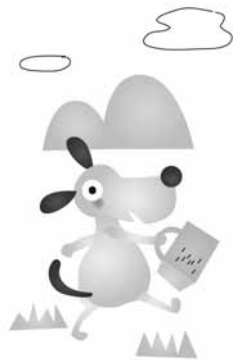
### 「手造り・手渡しの商売」

松本市大字原にある創業87年になる豆腐や揚げ物等の製造卸業を営む3代目富成敏文社長。7年前からスイーツの製造販売を始め、昨年には、豆腐&惣菜&スイーツの販売ショップをオープンした。スイーツの製造販売を手掛けたきっかけは、食育に関する講演会を聞き、子供の食べるジャンクフードに換わるおやつを、高タンパクで低カロリーの大豆の栄養を入れたもので造りたいと思ったことが始まり。

「松本にきたから寄った」と言う遠方からのお客様も多い。そこに行かないと手に入らないものを、従業員と対話しながら手渡す。お客様の手に渡すまでが商品であることを大事にしている。『手造り・手渡し』にこだわりネット販売は一切していない。品質レベルを確認する意味で品評会への出展もかかさない。農林水産大臣賞（最高賞）を5回受賞。常に品質向上に努めている。地下37mからくみ上げた天然水は、水質基準のすべて項目をクリア。商品造りに使うだけでなく、地元の皆様に無料で提供している。

お店のトレードマークは、自転車。祖父の時代からの自転車での移動販売の気持ちを忘れないようにとつけたもの。今でも中信平の各地域を各曜日に11人により移動販売車による販売も行っている。時流に流されず、一貫した『手造り・手渡し』のこだわりを、独自の経営スタイルでお客様の心をつかむ富成社長の考え方に感動しました。

(山口吉孝編集委員)



頑張ってます!!

### 『多方面で活躍』

(有)穂高総合印刷所  
安曇野市穂高

沖 由美子さん

創業55年を迎える(有)穂高総合印刷所。その取締

役として主に営業関係で日々切磋琢磨している沖 由美子さん、この方実は様々な資格もっているのです。ダンスインストラクター・フットマッサージ(フーレセラピー)・リンパマッサージ・バレトン等多種の資格を以てお客様と接することで本業を支え、内助の功を發揮しております。お客様のニーズが様々に多様化している昨今。お客様の立場に立って様々なアドバイスや癒しの空間を提供することによって安心感を与え、皆さんが足を運びやすいように日々努力されております。「常にお客様と真摯に向き合って様々な状況を把握し、より良いアドバイスや施術ができ、皆さんに本当に喜んでもらえることが一番の喜びです。」と語っていただきました。「毎日の生活にほんの少しのエッセンス程度でもよいからストレスからの解放の手助けができれば」ともお話しいただきました。本業もさることながら、これからの将来性を考えると期待の大きい業務に携わっている躍動感を感じさせてくれました。

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、  
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

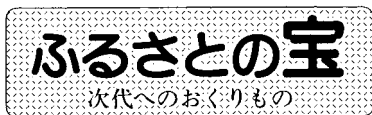
 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社: 〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号  
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所

社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。





196

## —安曇族の遙かな歴史を—

### 穂高神社

御祭神である穂高見命（ほたかみのみこと）は海神族（かいしんぞく）の祖神（おやがみ）であり、その後裔である安曇族はもともと北九州に栄え、主として海運を司り早くから大陸方面とも交渉を持つ文化の高い氏族であったようです。

その穂高神社では毎年 9月27日に御船祭りが斎行されます。檣の新木で組み立てられた大小 5艘の御船が笛や太鼓の囃子にのり、氏子衆によって神社に曳きいれます。御船の前側にある男腹（おばら）と呼ばれる部分には男性の着物が、後方の女腹（めばら）と呼ばれる部分には女性の着物が何十枚も掛けられ、その船上には煌びやかな

歴史絵巻を思い起こさせる穂高人形が飾られます。御船は境内を練り、神前を曳き廻るうちに、互いに激しくぶつかり合い、その壮大な迫力に時の経つのも忘れてしまうほどです。

御船の起源は、穂高神社の祖神である海神をお祀りし、古代北九州に本拠があった安曇族が海洋に親しみ海運を司っていたこと、大將軍安曇比羅夫が船師を率いて百済救援にむかったことなどで、平安時代の標山（しるしのやま、ひょうのやま）室町時代の神座（しんざ）の山車等に原型をみることができそうです。

最近ではパワースポットとしても新たに注目を浴びております、霊験あらたかな穂高神社を参拝してはいかがでしょうか。（沖 健史編集委員）

平成26年度地域創業促進支援事業

経営者マインドを発揮し、夢に挑戦！

## 松本地域創業スクール

夢を実現！魅力あふれるお店を作りたい！そんなあなたを応援します！！

松本商工会議所では、地域に元気な企業を多く創出するため、「創業」に向けて取り組む皆様を全力でバックアップしています。今回本創業スクールでは、創業計画を立てる上で必要な知識、ノウハウを経験豊富な講師陣からお伝えしますので、創業をお考えの方はこの機会に是非ご参加ください。

### こんな方をお待ちしています！

- 事業イメージはあるが、具体的にどうすべきかわからない
- 新規創業を考えているが資金や人脈がない
- 確実にできるだけ早く創業したい
- 創業に向けての具体的なアドバイスが欲しい など…



☑ アイディアを「ビジネスプラン」に変えるための実践的なノウハウを学んでいただきます

### 【開催概要】

- 日 時 平成26年9月6日（土）～10月25日（土）  
原則毎週月・水曜日 19時～21時  
初回と最終回は9時～16時 全13日間(34時間)
- 会 場 松本商工会館 会議室
- 定 員 30名
- 受講料 10,800円(テキスト代・消費税含む)

### カリキュラム（一部）

- ・ 自己の棚卸・事業計画の重要性
- ・ 事業計画作成にあたって（ワークショップ）
- ・ マーケティングとは何か ・ 販路開拓手法
- ・ 販売戦略を考える（ワークショップ）
- ・ 創業者が行う営業の進め方 ・ ITを活用した販売促進
- ・ 数値計画の重要性
- ・ ビジネスプランの作成
- ・ マーケティング実践力 他

※カリキュラム等詳細につきましては下記までお問い合わせください。

主催：松本商工会議所

連携支援機関：塩尻商工会議所・大町商工会議所・八十二銀行・長野銀行・松本信用金庫・長野県信用組合・日本政策金融公庫・長野県信用保証協会

申込・お問い合わせ先

松本商工会議所 経営支援グループ

〒390-8503 松本市中央1-23-1

TEL.:0263-32-5350 FAX:0263-32-1482

URL:http://www.mcci.or.jp Mail:soudan@po.mcci.or.jp



# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⑦〕

## 贈与税の改正について

Q 平成27年 1月 1日以降の贈与税の課税制度の概要について教えてください。

A 贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、一定の要件に該当する場合に、「相続時精算課税」を選択することができます。

平成25年度税制改正において、税率構造や相続時精算課税の適用要件が平成27年 1月 1日以降に贈与により取得する財産に係る贈与税から変わります。

### I 「暦年課税」

暦年課税は、受贈者がその年 1年間（1月 1日～12月31日）に贈与を受けた財産の合計額を基に

贈与税額を計算するもので、贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額110万円を差し引いた残額について、下記の速算表により計算します。

贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の 2月 1日から 3月15日までにしなければなりません。（表）

### II 「相続時精算課税」

この制度は、「暦年課税」に代えて、贈与時にはこの制度に係る贈与税額（特別控除額：累積2,500万円、税率一律20%）を納付し、その後、その贈与者の相続開始時には、この制度を適用した受贈財産の価額と相続または遺贈により取得した財産の価額の合計額を課税価格として計算した相続税額から、既に納付したこの制度の贈与税額を控除した金額を納付する（あるいは還付を受ける）ことにより、贈与税・相続税を通じた納税をすることができるものです。

#### 1 適用対象者

贈与者及び受贈者についてそれぞれ一定の

表 基礎控除後の課税価格	現 行		平成27年 1月 1日以降			
	税率	控除額	一般税率		特例税率	
			税率	控除額	税率	控除額
～200万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円
200万円超～300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
300万円超～400万円以下	20%	25万円	20%	25万円		
400万円超～600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
600万円超～1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超～1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
1,500万円超～3,000万円以下			50%	250万円	45%	265万円
3,000万円超～4,500万円以下			55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超～			55%		640万円	

#### \*特例税率の適用

直系尊属（父母や祖父母）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の 1月 1日において20歳以上の者に限る）について適用されます。この税率の適用がある財産を「特例贈与財産」といい、一般税率を適用される財産を「一般贈与財産」といいます。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

要件があります。

(1) 贈与者（父母又は祖父母）

贈与をした年の1月1日において60歳以上（現行：65歳以上）である者

(2) 受贈者

贈与者の子である推定相続人及び孫のうち、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者（現行：贈与者の推定相続人で20歳以上の者）

2 適用対象となる財産等

贈与財産の種類（贈与によって取得したものとみなされる財産を含む）、贈与財産の価額（金額）並びに贈与回数に関する制限はありません。

3 適用手続き

受贈者は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に以下の書類を贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して納税地の所轄税務署長に提出します。

相続時精算課税選択届出書（贈与者ごとに作成）

受贈者の戸籍謄本等一定の書類

受贈者は、贈与者ごとに相続時精算課税を選択できますが、いったん選択すると選択した年以後その贈与者が亡くなるまで継続して適用され、暦年課税に変更することはできませんので注意が必要です。

III 計算事例（平成27年1月1日以降贈与）

受贈者 子（25歳）

贈与者 父（62歳）1年目 1,000万円、  
2年目 1,000万円、  
3年目 1,000万円

相続時精算制度を選択。

母（61歳）1年目 400万円

相続時精算課税は選択しない。

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

### 1 贈与税の計算

父からの贈与税額計算

課税価格	1年目 贈与財産 1,000万円	2年目 贈与財産 1,000万円	3年目 贈与財産 1,000万円
特別控除額	特別控除額 1,000万円	特別控除額 1,000万円	特別控除額 500万円
最大繰り越し	繰り越し 1,500万円	繰り越し 500万円	
特別控除後の課税価格	なし	なし	500万円 × 一律20%
贈与税額	なし	なし	100万円

母からの贈与税額計算 1年目  
(400万円 - 110万円) × 15% - 10万円 = 33.5万円

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸  
グループ稿)  
(監修：関東信越税理士会 松本支部)

### 2 相続時（相続税額の計算）

相続時精算課税制度に係る贈与財産3,000万円

相続（遺贈）により取得した財産

子 母

課税遺産総額	基礎控除額 3,000万円 + 600万円 × 2人
--------	-------------------------------

※平成27年1月1日以後の相続から適用

子1/2 (税率)	母1/2 (税率)	[法定相続分で取得したと仮定して按分]
		[税額の算出]
相続税の総額		[実際の相続割合で按分]
		[各人の算出税額]
△100万円		[配偶者の税額軽減]
		[相続税額]

環境ISO14001認証取得  
(本社および山形バルクセンター)

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

**サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinko.co.jp/

市場直送、こだわりの海鮮料理。

**き志久**

海鮮魂

松本市野溝東1丁目1-37 水曜定休日  
☎0263-88-3398 11:00~14:30(ランチLO) 17:00~20:30(LO)

## 法律レポート

# 企業をめぐるトラブル事例と法的対応策

## (その7 従業員の職場の規律－問題社員に対する各種法的対応)

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



### 序章

今回は、企業をめぐるトラブル事例のうち通常の職場における規律違反をめぐる、いくつかの事案において問題社員に対して企業のとるべき法的対応をケース別に考えてみます。

#### 第1 服装・髪型に問題のある社員への対応

頭髮や服装等は、もともと個人の自由に属する事柄で、これに対する制約については、就業規則や服装規律に定められていたとしても、慎重な対応が必要になります。

そのため会社は、制約目的の合理性と、制約や懲戒処分等の合理性の両方について、配慮する必要があります。

#### 第2 宗教の勧誘をする社員への対応

信教の自由は誰にでも保障されていますが、行き過ぎは服務規律違反になります。勤務時間外であれば原則として服務規律の対象とはなりません。他の社員の職務に悪影響を及ぼすような行動については勤務時間外の行為についても懲戒処分を検討すべきものと考えます。

#### 第3 厳しい叱責をする社員への対応

暴力を振るうことが、パワハラであることは明らかですが、社員に対する厳しい指導・叱責も許容される場合と許容されない場合（パワハラとなる場合）があり、その線引きをすることは困難です。この線引きの判断には、セクハラの有無を判断する際にあげられる要素を参考にした上で、正当な職務行為といえるかの判断をするために、職務の内容や関連性等の事情を配慮しましょう。また、当該行為がパワハラと判断される場合には、適正手続を経た上で、懲戒処分を検討する必要があります。

#### 第4 ストーカー行為をする社員への対応

社員がストーカーである場合、警察に相談するか否かを含めて、まずは、被害者自身が冷静に被害の状況を判断し会社に正確に報告する必要があります。被害者が警察の介入を望まず、かつ、被害が軽微な場合には、会社が被害者のサポートをしても良いですが、それ以外の場合には、被害者の身の安全を守る必要があることから、警察と連携して被害者のサポートに当たることが必要となります。その際、加害者に会社の動きを悟られないよう行動する必要があります。

#### 第5 会社行事に参加しない社員への対応

飲み会や運動会は社内の親睦を深め、結束を図るの

に有効な会社行事ですが、業務命令権が及ばないのであれば参加を強制するのは法的には困難です。一方で業務連絡等が行われる朝礼については、業務命令権が及びますので、参加を強制することが法的に見て可能となります。

#### 第6 備品を私的利用する社員への対応

ボールペン、消しゴム等備品の一時使用であれば、使用窃盗に当たり処罰の対象とはなりません。金銭や商品等（換金可能な物）を持ち帰る場合には、窃盗罪や横領罪に当たり刑法上の犯罪となってしまいます。発生した際の対応として、所持品検査等の調査を行った上で懲戒処分や刑事告訴を検討することになります。予防対策としては、地道な啓蒙活動に加えて就業規則や賞罰規定の整備を行い、不正等が行われた場合にはどのような対応がなされるのか周知しておくことが必要であります。

#### 第7 社内で喫煙する社員への対応

喫煙により生じる副流煙は健康に対する悪影響があるとされています。会社は社員においてこれらの損害が生じることを防ぐ義務である職場における安全配慮義務を負っており、これに基づいて社員が損害賠償請求をすることも考えられるため、会社としてはこれを防ぐことが必要となります。会社は法律によって、喫煙室の設置等を求められており、その履行が必要となります。

#### 第8 会社のパソコンやスマートフォンを私的に利用する社員への対応

スマートフォンやパソコンの私的利用は、「利益窃盗」にすぎず、現在の刑法では犯罪は成立しません。また、日常的なものでなければ、あえて懲戒等を行う程重大な事態ではない場合も多いと思われます。しかし、社員は会社に対して職務専念義務を負っており、これらの行動はこの義務に違反することになります。まずは口頭、書面等により社員を注意した上で、状況によっては利用履歴の検査等を行い、懲戒等の処分を検討することになりますが、予防のためには社内規程やガイドラインを整備することが得策です。

### 三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三浦 守 孝

〒390-0874 松本市大手1-3-29丸今ビル3F

TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031



## 青年部コーナー

### 盛夏！ビールパーティー開催

真夏の恒例行事としてご好評いただいております、青年部主催納涼ビールパーティーを、今年は会場を新たに松本バスターミナルビル(アリオ松本店)屋上の「松本麦酒園」にて、7月23日に開催いたしました。(担当は第四委員会：内村委員長)



暑さ厳しい日が続く中での開催となりましたが、青年部員、関係者、本会役員、女性部の方々など大勢の方々今年もご参加いただくことができました。恒例の抽選会、さらにはマジックショーも大いに盛り上がり楽しい時間となりました。

## 女性部コーナー

### 8月例会のご案内

研修会「テレビ松本 国税の窓 特別番組  
「民話 雑炊橋」」鑑賞会

「税の役割、大切さ」を伝えるために昨年7月にテレビ松本にて放送された「国税の窓 特別番組「民話 雑炊橋」」に、当会女性部員有志が出演しました。その活動を評価いただき、本年通常総会席上にて女性部に対して松本税務署長感謝状が贈呈されました。

8月例会では、受賞対象となりました作品の鑑賞会を開催することとなりました。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

**日 時** 8月6日(水) 18:00~

**内 容** 鑑賞会

『国税の窓 特別番組「民話 雑炊橋」』(女性部有志出演)

**会 場** ホテルモンターニュ松本

**会 費** 3,000円(懇親会費として)

女性部の皆さまには、はがきにてご案内させていただいております。

### 青年部 8月例会

## 法人会献血活動のご案内

松本法人会青年部では、平成3年度から毎年、血液の不足する夏の暑い時期に社会貢献活動として献血活動を行っております。医療用血液の安定供給に少しでも寄与できるよう、本年も次のとおり実施いたしますので、皆様の温かいご協力をお願いいたします。

なお、本年度はご協力いただける方の増加と待ち時間の短縮化を目的に会場を2か所として実施いたします。詳しくは下記または広報誌前月号付録をご確認いただきますようお願いいたします。

**開催日** 8月8日(金)

**会 場**

松本献血ルーム(松本パルコ南向い)

【法人会関係者】 新会場

午前の部 9:00~13:00

午後の部 14:00~17:00

「五幸セントラルパーク」「深志鶴駐車場」等提携専用駐車場有り。

カタクラモール北口(イオン東松本店)

【一般の方】

午前の部 10:30~12:30

午後の部 13:30~16:00

移動採血バスでの採血となります。  
(受付店内)

ご都合に合わせどちらの会場でも献血いただけます。

ご不明な点などございましたら事務局(電話:0263-35-8080)までお願いいたします。

大勢の皆様のご協力をお願いいたします。

健康な明日をめざして

株式会社 **上條器械店**

松本営業所 松本流通団地 ☎0263-58-1711  
長野営業所 長野市栗田501-1 ☎026-227-2952

青年部・女性部



**部員募集中!!**

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい

# 暑中お見舞い申し上げます



## 法人会のビジネスガード *Series* **Business Guard**



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション  
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

- 政府労災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**
- 企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS(スターズ)**
- 火災と地震災害に備える **プロパティガード+地震対策プラン**
- 個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

**AIU保険会社**  
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

松本支店

〒390-0815

長野県松本市深志2-5-26 松本第一ビル7階

TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975

(受付時間：午後9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

「消費税申告一声運動実施中」



## 安心できると、 新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成25年度末。当社調べ。

企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。



大同生命

松本支社/松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

## 今から備える死亡保障

将来は、「年金」も大事だし、「医療」「介護」も考えておかなければ…。でも、今はどれにしたらいいかわからないし…。

万一のとき、大切な家族のために必要な生活費をムダなく備えたいなあ…。



— 法人会 —  
家族に毎月届く生命保険



将来のニーズにあわせて保障を変更できる

月払年金が、その後の家族の日々の生活をしっかりサポート!

■引受保険会社(お問い合わせ先)

**Afiac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

詳しくはパンフレット(契約概要)をご確認ください。

長野支社

〒380-0823 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

AF法推-2009-0027 6月9日

### 平成26年度 常任理事会・役員大会

日 時 8月21日(木) 14:00～18:20  
 会 場 松本東急イン  
 常任理事会 14:00～14:50  
 役員大会 15:00～18:50  
 会 議 15:00～16:10  
 税務講話 16:15～17:15  
 講師：松本税務署長 北沢 孝文 氏  
 懇親会 17:20～18:20

### 8月の予定

1日広報委編集会議 2日青年部「松本ぼんぼん」参加  
 4日税制委グループ会議、第89回税制勉強会 6日女性部8月例会  
 8日献血活動 青年部8月例会) 13～17日事務局夏期休業  
 21日常任理事会、役員大会28日決算説明会 30日豊科部会ゴルフ大会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/7月決算法人対象)  
 8月28日(木) 午後2時より大同生命ビル1階 第一会議室

### 役員合同研修旅行

7月6日～7日、一泊二日の行程で役員合同研修旅行を実施しました(目的地:京都・大阪方面)。平成の大改修も一部終わり色鮮やかな姿を



見せる「宇治平等院」や、笑いの殿堂として有名な「なんばグランド花月」と共に、今年3月に全面開業した日本一高い超高層ビルである「あべのハルカス」を訪れました。

あべのハルカスの圧倒的な存在感や高さおよそ300mからの絶景を体感するとともに、併設商業施設の盛況振りも肌で感じ取ることが出来ました。

両日ともに心配されたお天気も何とか持ちこたえ有意義な旅行とすることが出来ました。ご参加ありがとうございました。



講師 渡瀬謙氏

#### 参加者募集！ 夏期特別研修会開催のお知らせ

なぜロベタ・あがり症の私が  
 トップ営業になれたのか？  
 ～ストレスを無くして売  
 る営業マンになるコツ～

夏期特別研修会を下記要領にて開催いたします。今年サイレントセールストレーナーの渡瀬謙氏を講師にお迎えし、講師が確立された“無口な営業スタイル”についてお話しいたします。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

日 時 9月3日(水) 午後2時より  
 会 場 あがたの森文化会館2-8教室  
 受 講 料 無料  
 お 申 込 本号付録申込書にてお申し込み下さい  
 お問合せ 事務局(0263-35-8080)

### 平成26年度 後期税務研修会の日程

## 『会社取引をめぐる税務』

講師：松本税務署 担当官 (会員の皆様にはハガキにて別途ご案内します)

日程	部会等	会場	時間
9月1日(月)	塩尻部会	市民交流センター(えんぱーく)4階会議室401	15:00～17:00
2日(火)	松本Aブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
4日(木)	松本Bブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
8日(月)	松本Cブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
9日(火)	穂高・豊科部会	安曇野市商工会 豊科支所	15:00～17:00
10日(水)	川手部会	安曇野市商工会 明科支所	15:00～17:00
11日(木)	松本Dブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
17日(水)	波田・安曇・奈川部会	松本市波田商工会	15:00～17:00
18日(木)	堀金・三郷・梓川部会	安曇野市商工会 堀金支所	15:00～17:00
19日(金)	筑北部会	筑北村商工会	15:00～17:00
24日(水)	山形・朝日部会	山形村商工会	15:00～17:00
29日(月)	松本Eブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00

ご利用ください 国税電子申告・納税システム「e-Tax」 <http://www.e-tax.nta.go.jp>



# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## ナガノアウトドアフェスティバル in 生坂村



ホームページリンク企業募集！くわしくは事務局まで

## 株式会社 アズサ



株式会社アズサは  
建設工事を通じて  
地域の新しい未来を提供する会社です。



土木工事・建築工事  
舗装工事・造園工事  
一般住宅の外構工事  
もお任せ下さい。



## 株式会社 アズサ

〒399-0744 塩尻市大門72-4  
TEL 54-7475 FAX 54-7476



### 安曇野のデゴイチ

(安曇野市穂高有明)



安曇野市穂高有明に屋外展示されている「デゴイチ」。昭和15製造同51年廃車になった蒸気機関車だ。「あづみの D51483保存会」の呼び掛けに応じた住民らの手で化粧直し。黒々とした姿はかつての雄姿を思わせた。地域のシンボルとして、長く親しまれるようにと願いを込めて。(山口吉孝編集委員)

投稿  
川柳  
コーナー

台風で  
その日は書けない  
領収証  
甲子園へ  
敗者涙の  
一点差  
ボーナスが  
使い切れない!!  
夢だった  
無筆

### あとがき

喜びを開催した。

ご存じのように80歳でエベレスト登頂を果たしギネス記録を更新。不整脈を患いながらもあきらめない不屈の魂はどこから来るのか？滑降で有名な三浦先生。五輪の選手に選ばれながらも上層部へ意見をすることがきっかけで出場を剥奪された。以来、「誰もやらないことへ挑戦する」ことを自分のミッションにしたようです。

講演中、何度も「ありがたい。ありがたい」とを言葉にされる。講演の内容もさることながら、生きざま・生きる姿勢に敬意を表さずにはいられない。

「出来ない理由より、できる理由を」が信条。既に、4年後の「85歳、ヒマラヤ8201mチョ・オユー(世界6位の高さ)からスキーで滑り降りる」という目標に向けてトレーニングに入ってるらしい。

今回松本入りするときも、さらに講演会中も、25kgの鉛の入った靴を履いてらっしゃった。「目標を持てば人生が変わる」ことから三浦先生の不断の努力が始まる。(山口)

(本号編集委員：  
山口吉孝  
沖健史)



注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係  
発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 塚田哲夫  
(毎月1回1日発行)  
(定価 1部50円)  
印刷所 信州印刷株式会社